

令和2年度第1回千葉市救急業務検討委員会

指令管制に関する専門部会

日時：令和2年9月25日（金）

19時00分～20時00分

場所：千葉市消防局（セーフティーちば）

7階 作戦室

次 第

1 開会

2 議題

議題1 部会長の選出及び職務代理者の指名等について

議題2 議事録の確定方法について

議題3 指令管制業務における教育・事後検証に関する課題抽出及び検討について

3 その他

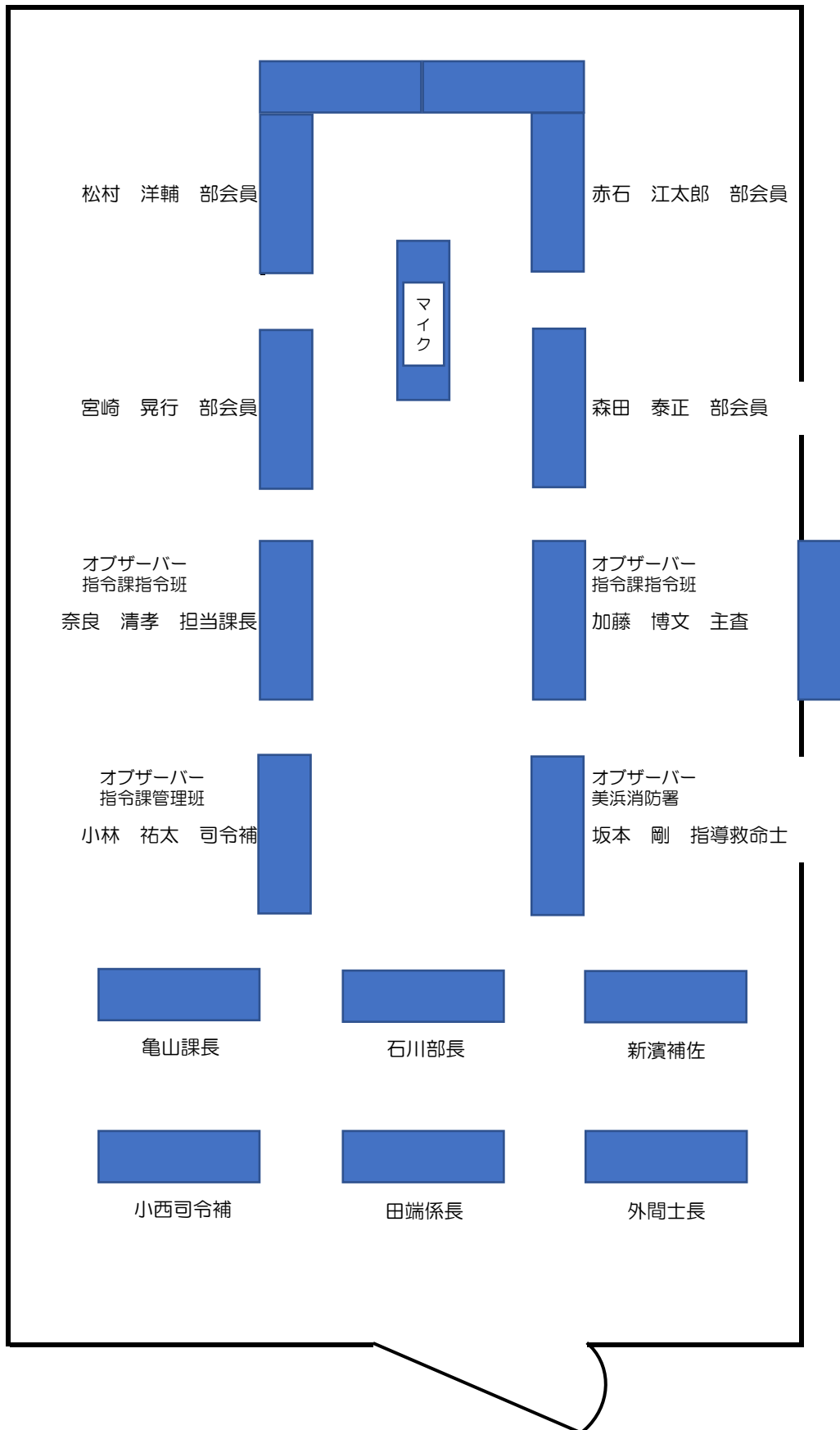
令和2年度第2回指令管制に関する専門部会の開催予定について

4 閉会

令和2年度第1回「指令管制に関する専門部会」席次表

【Web中継により参加】

安部 隆三 部会員



議題 1

部会長の選出及び職務代理者の指名について

議案要旨

部会長を選出するとともに、職務代理者を指名していただくものです。

- 1 委員長の選出
- 2 職務代理者の指名

参考

- 資料 1 千葉市救急業務検討委員会設置条例
- 資料 2 指令管制に関する専門部会部会員名簿

千葉県救急業務検討委員会設置条例

(設置)

第1条 本市は、千葉県救急業務検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、及び検討する。

- (1) 医師による救急救命士に対する指示、指導及び助言並びに救急隊員に対する指導及び助言に係る体制に関する事項
- (2) 救急活動の事後検証及び評価に関する事項
- (3) 救急隊員の教育及び訓練に関する事項
- (4) 救急業務に必要な医療機関との連携に関する事項
- (5) その他救急業務に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師
- (3) 関係団体を代表する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長が指名する委員で組織する。

3 専門部会に、当該専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、当該専門の事項に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

5 臨時委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

6 第3条第5項の規定は、臨時委員について準用する。

7 専門部会に専門部会長を置き、専門部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

8 専門部会長は、専門部会の事務を掌理する。

9 第4条第4項、第5条及び前条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、第4条第4項中「委員長があらかじめ指名する委員」とあるのは「専門部会に属する委員及び臨時委員のうちから専門部会長があらかじめ指名する者」と、第5条第2項中「半数以上の委員」とあるのは「委員及び臨時委員の半数以上」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「出席した委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、専門部会長が委員長の同意を得て定める。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

指令管制に関する専門部会部会員名簿

No.	所 属	役 職	氏 名	
1	千葉大学大学院医学研究院 救急集中治療医学	准教授	安部 隆三	
2	千葉県救急医療センター	集中治療科担当部長	松村 洋輔	
3	あかいし脳神経外科クリニック	院長	赤石江太郎	
4	みつわ台総合病院	救急室室長	宮崎 晃行	
5	千葉市立青葉病院	救急集中治療科統括部長	森田 泰正	

議題 2

議事録の確定方法について

議案要旨

千葉市附属機関の会議の公開に関する要綱第6の2「議事録の確定」の規定に基づき、本専門部会議事録の確定方法についてご審議をお願いするものです。

参考

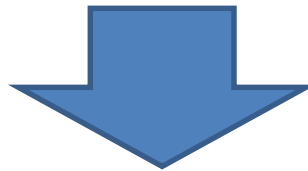
○資料 1 千葉市附属機関の会議の公開に関する要綱

第6 議事録の作成等

2 議事録の確定

附属機関は、議事録の案を作成した後、速やかに、次のいずれかにより議事録を確定するものとする。

- （１）会議における議決
- （２）委員全員による個別の承認
- （３）あらかじめ指名された委員等による承認
- （４）その他附属機関が定める方法



事務局案

他の専門部会同様、

（３）あらかじめ指名された委員等による承認

専門部会長及び千葉市救急業務検討委員会委員長の織田委員の承認をもって議事録の確定としたい。

千葉県附属機関の会議の公開に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第52号。以下「条例」という。）第25条に規定する実施機関に置く附属機関の会議（以下「会議」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 会議を非公開とする場合

1 会議の全部又は一部を非公開とする場合

附属機関は、開催しようとする会議の全部又は一部が千葉県情報公開条例施行規則（平成12年千葉県規則第95号。以下「規則」という。）第12条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該会議の全部又は一部を非公開とする。なお、規則第12条第1項第3号に規定する公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるときは、次のいずれかに該当するときをいう。

- （1）審議が妨害され、率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるとき。
- （2）委員に対する圧力により意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとき。
- （3）その他公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されることが客観的に明らかであるとき。

2 会議の全部又は一部を非公開とする決定

（1）決定方法

附属機関は、前記1の場合、当該会議の全部又は一部を非公開とする旨を、次のいずれかにより決定するものとする。

- ア 会議における議決
- イ 委員全員による個別の承認
- ウ あらかじめ指名された委員等による承認
- エ その他附属機関が定める方法

（2）会議の一部を非公開とする決定を行う時期

前記(1)の規定による決定は、会議を緊急に開催する必要性が生じた場合を除き、当該会議の開催日の1週間前までに行うものとする。

3 原則非公開の決定

（1）原則非公開の決定

附属機関は、附属機関の設置目的等から判断して、会議が恒常的に規則第12条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、会議において、以後の会議の全部を原則として非公開とする旨の決定（以下「原則非公開の決

定」という。)を行うものとする。

(2) 会議非公開決定書

ア 会議非公開決定書の作成及び送付

所管課長等（附属機関の庶務を掌る課、室又は事業所等の長をいう。以下同じ。）は、前記（１）により原則非公開の決定がなされた場合は、会議非公開決定書（様式第１号）を作成し、総務局総務部政策法務課市政情報室長（以下「市政情報室長」という。）に送付するものとする。

イ 会議非公開決定書の写しの閲覧

市政情報室長は、前記アにより送付を受けた会議非公開決定書の写しを市政情報室において閲覧に供するものとする。

(3) 原則非公開の会議の公開

附属機関は、前記（１）により原則非公開の決定を行った場合であっても、個々の会議の全部又は一部が規則第１２条第１項各号のいずれにも該当しないと認められる場合は、当該会議の全部又は一部を公開するものとする。

第３ 公開する会議の開催の周知等

１ 附属機関があらかじめ定める事項

附属機関は、全部又は一部を公開する会議を開催するに当たって、次の事項を定めるものとする。

(1) 議題

(2) 開催日時

(3) 会議の方法（通信回線を利用して会議に参加する者（以下「参加者」という。）がいる場合に限る。）

(4) 開催場所等（会議を開催し、又は通信回線のみを利用して行われる会議において、全ての参加者の音声又は映像を聴取し、又は視聴させるために当該附属機関が設けた場所をいう。以下同じ。）

(5) 傍聴者等（会議を傍聴し、及び参加者の音声又は映像を聴取し、又は視聴する者をいう。）の定員

(6) 傍聴者等の決定方法

(7) 会議の一部を非公開とする理由（会議の一部を非公開とする場合に限る。）

(8) その他附属機関が必要と認める事項

２ 会議の開催の案内の作成及び送付

所管課長等は、全部又は一部を公開する会議が開催される場合は、当該会議の開催日の１週間前までに、会議の名称及び前記１の（１）から（８）までの事項（（３）にあつては、参加者がいる場合に限る。）を記載した会議の開催について

(お知らせ)(様式第2号)を作成し、市政情報室長に送付するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

3 市政情報室における閲覧等

市政情報室長は、前記2により送付を受けた会議の開催について(お知らせ)の写しを市政情報室及び各区役所において閲覧に供するとともに、その内容をホームページに掲載することにより、会議の開催日時、開催場所等を公表するものとする。

4 附属機関による会議の開催の周知

附属機関は、会議における審議の内容等から判断して必要と認める場合は、ちば市政だより等を活用し、会議の開催について効果的な周知に努めるものとする。

第4 公開する会議の運営

1 会議の公開の方法

会議の公開は、開催場所等における会議の傍聴及び参加者の音声又は映像の聴取又は視聴(以下「会議の傍聴等」という。)を希望する者に当該会議の傍聴等を認めることにより行うものとする。

2 傍聴者等の決定等

(1) 決定方法

ア 附属機関は、会議の開催の当日、会議の傍聴等を希望する者のうちから先着順に傍聴者等を決定するものとする。

イ 附属機関は、当日先着順にすると開催場所等が混乱するおそれ等があると認めるときは、前記アにかかわらず、次に掲げる方法等により、事前に傍聴者等を決定するものとする。

(ア) 電話、ファクシミリ等の申込みによる先着順

(イ) はがき、電話、ファクシミリ等の申込者のうちからの抽選

(2) 個人情報の収集の制限等

所管課長等は、傍聴者等の決定に当たり傍聴者等の氏名等の個人情報を収集する必要がある場合は、千葉市個人情報保護条例(平成17年千葉市条例第5号。以下「保護条例」という。)第7条に規定する個人情報の収集の制限の観点から、傍聴者等の決定等の目的を達成するために必要な範囲内で個人情報を収集するものとする。なお、この場合は、所管課長等は、保護条例第6条に規定する個人情報取扱事務の届出を行うものとする。

3 会議の傍聴等

(1) 傍聴者等への会議資料の配付

附属機関は、傍聴者等に対し、会議次第、出席者席次表、参加者名簿(参加

者がいる場合に限る。) 及び会議資料を貸与し、又は配付するよう努めなければならない。ただし、会議資料のうち次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- ア 条例第7条各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が含まれるもの
- イ 頁数が著しく大量であるもの
- ウ 参考資料に過ぎないもの

(2) 開催場所等の秩序の維持

附属機関は、傍聴等要領（様式第3号）を参考に、傍聴等要領を定め、これを配布すること等により、開催場所等の秩序の維持に努めなければならない。

4 会議の一部を公開する場合の傍聴者等への配慮

附属機関は、会議の一部を公開する場合は、公開する議題を最初に審議し、その後に非公開とする議題を審議する等傍聴者等に配慮した議事運営に努めるものとする。

第5 開催された会議の報告及び会議資料等の公表

1 全部又は一部を公開する会議が開催された旨の報告

所管課長等は、全部又は一部を公開する会議が開催された場合は、当該会議終了後、速やかに、会議公開報告書（様式第4号）を作成し、市政情報室長に送付するものとする。

2 全部を非公開とする会議が開催された旨の報告

所管課長等は、全部を非公開とする会議が開催された場合は、当該会議終了後、速やかに、会議非公開報告書（様式第5号）を作成し、市政情報室長に送付するものとする。ただし、前記第2の3により原則非公開の決定がなされ、会議非公開決定書を市政情報室長に送付している場合は、この限りでない。

3 会議公開報告書等の写しの閲覧

市政情報室長は、前記1又は2により送付を受けた会議公開報告書及び会議非公開報告書の写しを市政情報室において閲覧に供するものとする。

4 会議資料等の公表

- (1) 所管課長等は、会議ごとにホームページを作成し、当該会議が開催された場合は、会議終了後、速やかに、当該会議を開催した旨を当該ホームページに掲載するよう努めなければならない。ただし、前記第2の3の原則非公開の決定により全部を非公開とした会議であって、これを掲載することにより、当該会議の性質上、当該会議の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあるものについては、この限りでない。

- (2) 所管課長等は、会議が開催された場合は、当該会議の終了後、速やかに、会議資料をホームページに掲載するものとする。ただし、前記第4の3(1)のアからウまでに該当するものについては、この限りでない。

第6 議事録の作成等

1 議事録の作成

附属機関は、会議の公開又は非公開にかかわらず、当該会議終了後、速やかに、次に掲げる事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 会議の方法（参加者がいる場合に限る。）
- (4) 開催場所等
- (5) 会議に出席した委員、参加者（参加者がいる場合に限る。）及び事務局職員の役職及び氏名又は氏（不開示情報に該当する場合を除く。）
- (6) 議題
- (7) 議事の概要（議題に沿って結論を簡潔に記載したものをいう。）
- (8) 会議経過（結論に至った経過等を記載したものをいい、会議に出席した委員、参加者（参加者がいる場合に限る。）又は事務局職員の発言内容については、不開示情報に該当する場合を除き、発言者の氏名又は氏を明記するものとする。）

2 議事録の確定

附属機関は、議事録の案を作成した後、速やかに、次のいずれかにより議事録を確定するものとする。

- (1) 会議における議決
- (2) 委員全員による個別の承認
- (3) あらかじめ指名された委員等による承認
- (4) その他附属機関が定める方法

3 議事録等の公表

(1) 議事録等の写しの送付

所管課長等は、前記2により確定した議事録の写し（当該議事録に不開示情報が記録されている場合は、当該不開示情報に係る部分を除いたものの写しに限る。）を作成し、議事録等送付書（様式第6号）により、市政情報室長に送付するものとする。ただし、全部を非公開とする会議を開催した場合は、前記1の(1)から(6)までの事項を記載した議事要旨を別に作成し、議事録に代えてその写しを送付することができる。

(2) ホームページへの掲載

所管課長等は、前記(1)と同様の議事録又は議事要旨をホームページに掲載するものとする。

4 市政情報室における閲覧

市政情報室長は、前記3の(1)により送付を受けた議事録又は議事要旨の写しを市政情報室において閲覧に供するものとする。

第7 条例の施行の状況の公表等

1 会議の公開に関する状況の公表

条例第30条の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 条例第25条の規定の対象となる附属機関の数
- (2) 全部又は一部を公開した会議の数
- (3) 原則非公開の決定を行った附属機関の数
- (4) 全部を非公開とした会議（前記第2の3の原則非公開の決定により全部を非公開とした会議を除く。）の数

2 附属機関に関する資料の閲覧

市政情報室長は、設置されている附属機関を明らかにするため、附属機関の名称、設置目的、設置根拠、所管課（室）、原則非公開の決定の有無等を記載した資料を作成し、市政情報室において閲覧に供するものとする。

第8 委任

この要綱に定めるもののほか、附属機関の会議の公開に関し必要な事項は、総務局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱の施行に関し必要な会議の非公開の決定その他の手続は、施行日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に開催された会議の会議資料等の公表については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月26日から施行する。

議題3

指令管制業務における教育・事後検証に関する課題抽出及び検討について

議案要旨

令和2年8月19日に開催された千葉市救急業務検討委員会で、指令管制に関する専門部会の設置について御審議いただき、承認を得られました。

現在の指令管制業務における教育・事後検証について課題を抽出及び共有し、今後の効果的な教育・事後検証体制の確立に必要な検討事項について審議をお願いいたします。

参考

- 資料1 近隣他都市の指令管制業務における救急に関する事後検証の実施状況
- 資料2 指令管制員事後検証票

専門部会設置の経緯

【経緯】

平成28年4月25日付け「口頭指導に関する実施基準の一部改正について」（消防庁次長通知）が発出され、新たに「口頭指導に関わる事後検証等」が追加された。その中で、「地域メディカルコントロール協議会において、通信指令員の出席の下で事後検証を行うものとすること」「口頭指導、コールトリアージ及び通信指令員に対する救急に係る教育に関して、地域メディカルコントロール協議会との連携体制を構築すること」と明記された。

「口頭指導に関する実施基準の一部改正等について」（平成25年5月9日付け消防庁次長通知）

5 口頭指導に係わる記録等

「通信指令業務のうち救急に係る内容について、地域メディカルコントロール協議会において事後検証を行う体制を検討すること」

「口頭指導、コールトリアージ及び指令員に対する救急に係る指令員教育に関して、地域メディカルコントロール協議会がサポートしていく体制を構築し、口頭指導及びバイスタンダーCPRの実施率向上に努めること。」



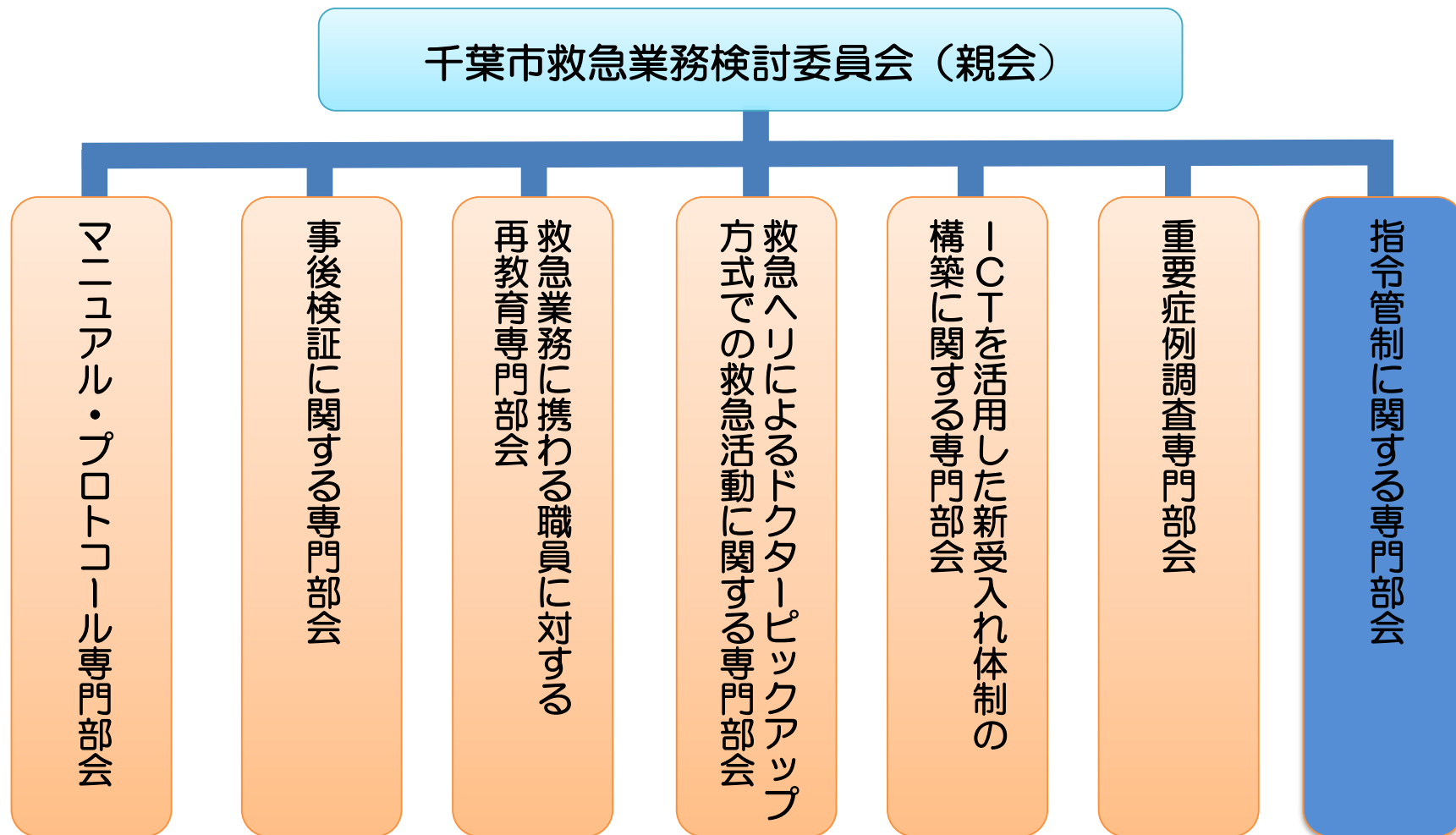
「口頭指導に関する実施基準の一部改正について」（平成28年4月25日付け消防庁次長通知）

6 口頭指導に関わる事後検証等

「通信指令業務のうち救急に係る内容について、地域メディカルコントロール協議会において、通信指令員の出席の下で事後検証を行うものとすること」

「口頭指導、コールトリアージ及び通信指令員に対する救急に係る教育に関して、地域メディカルコントロール協議会との連携体制を構築し、口頭指導及びバイスタンダーの心肺蘇生の実施率向上に努めること。」

千葉市救急業務検討委員会組織図



現在、千葉市救急業務検討委員会の下部組織として、6つの専門部会が設置されている。
千葉市救急業務検討委員会設置条例第7条に基づき、新たに「指令管制に関する専門部会」を設置したい。

令和2年8月19日に開催された千葉市救急業務検討委員会において「指令管制に関する専門部会の設置」について審議、承認されました。

口頭指導に関する実施基準の概要（平成28年4月25日付け 消防救第36号）

【目的】

消防機関が行う救急現場付近にある者に対する応急手当の口頭指導について、その実施方法等必要な事項を定め、もって**救命効果の向上**に資すること。

【口頭指導の指導項目】

各消防機関で定めた**プロトコルに基づき実施すること**。ただし**プロトコルは地域メディカルコントロール協議会の確認を得ておくもの**とする。また、消防機関の実情に応じて、中毒の処置等その他の手当の指導項目を設けることは差し支えない。

実施基準に記載されている指導項目

- (1) 心肺蘇生法
- (2) 気道異物除去法
- (3) 止血法
- (4) 熱傷手当
- (5) 指趾切断手当

「指令管制員の行う口頭指導プロトコール」

- (1) 心肺蘇生法（成人、小児、乳児・新生児）
- (2) AED（成人、小児、乳児・新生児）
- (3) けいれん
- (4) 気道異物除去法
- (5) 止血法・指（趾）切断手当
- (6) 熱傷・電撃傷手当

【口頭指導の実施及び中止の判断】

口頭指導員が聴取した内容から応急手当が必要であると判断した場合は、**各プロトコルに従って、速やかに指導を行うもの**とする。しかし、応急手当実施者が極度に焦燥し、冷静さを失っていること等により対応できない場合及び指導により症状の悪化を生じると判断される場合は中止する。

【導入要領】

通報者から**必要な事項を迅速かつ的確に聴取**し、傷病者の状態に応じた医学的に適切な口頭指導が行えるよう、各口頭指導につなげるための導入要領の策定に努めるものとする。

口頭指導に関する実施基準の概要（平成28年4月25日付け 消防救第36号）

【口頭指導員の要件】

ア 救急救命士

イ 救急隊員の資格を有する者

ウ 応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱（平成5年3月30日付け消防救第41号）に基づく応急手当指導員

ちば消防共同指令センター

4班編制【1班19人体制】 班長1人、副班長4人、通信員14人
（救急救命士：1班に1～5人を配置）

【口頭指導内容】

既に救急隊が向かっている旨を伝える等応急手当実施者に安心感を持たせるとともに、原則として各項目の
プロトコルの内容に従って指導するものとする。

【口頭指導に係わる記録】

年月日、時刻、口頭指導員名、応急手当実施者、指導項目及び指導内容並びにその口頭指導による応急手当
の実施又は不実施の現場状況、傷病者の予後等について、当該救急隊等に確認しておくこととする。

【口頭指導に関わる事後検証等】

通信指令業務のうち救急に係る内容について、地域メディカルコントロール協議会において、通信指令員の
出席の下で事後検証を行うものとする。

口頭指導、コールトリアージ及び通信指令員に対する救急に係る教育に関して、地域メディカルコントロール
協議会との連携体制を構築し、口頭指導及びバイスタンダーの心肺蘇生の実施率向上に努めること。

指令管制員の救急に係る教育について

【国の動き】

- ・「平成24年度 救急業務のあり方に関する検討会報告書」で、**通信指令員の救急に係る教育の必要性**とともに、国として初めて必要な教育項目について示された。
- ・「平成25年度 救急業務のあり方に関する検討会教育に関する作業部会」で検討を行い、「**通信指令員の救急に係る教育テキスト**」を策定された。
- ・平成27年6月22日付け「救急業務に携わる職員を対象とした教育研修の推進について」（消防庁救急企画室長通知）で、**指令管制員に対しても医学的根拠により救急に関する教育の必要性**が示された。
- ・「平成28年度 救急業務のあり方に関する検討会救急蘇生ワーキンググループ」で検討を行い、「**通信指令員の救急に係る教育テキスト**」を改訂された。

【指令センターでの教育】

平成27年度『ちば消防共同指令センター指令管制員の救急に係る教育』を試行運用

平成28年度『ちば消防共同指令センター指令管制員の救急に係る教育計画』を正式運用

- 【目 標】
- ・救急活動に必要な情報を的確聴取するための知識・技能の習得
 - ・傷病者の緊急度・重症判断ため知識技能の習得
 - ・通報者等に対する口頭指導実施のため知識・技能

【時 間 数】15時間30分（座学：8時間30分＋実技：7時間00分）

【教育責任者】各指令班班長

【指 導 者】指令班の副班長以上の職員及び指令班に所属する救急救命士

【期 間】11月～2月中に実施

【内 容】座学：医学基礎教育、救急業務における指令管制員の役割、緊急度・重症度識別及び、口頭指導要領
実技：・技術習得のために緊急度・重症度識別及び口頭指導要領についてシミュレーションを取り入れた実技教育
・多様な通報へ対応するため模擬通報を使用し、緊急度・重症度識別及び口頭指導を必要とするシナリオを盛り込んだ総合教育

【コンテンツ】通信指令員の救急に係る教育テキスト、指令センター口頭指導プロトコル、指令管制の手引き、指令判断基準、千葉県ドクターヘリ新要請基準及び千葉市消防局ドクターピックアップ方式による救急活動実施要領

【質の管理】本教育については、7MCと教育の内容について事前協議するとともに必要に応じて医師に要請するものとする。

【そ の 他】本計画の内容については、必要に応じて見直しを図るものとする。

7MC

千葉県北東部・南部ブロック
地域MC事務局連絡調整会議

【指導者】

必要に応じて、7MCに参画している各地域MC協議会の協力医療機関の医師に、本教育の指導者として協力を求めるものとする。

スケジュール（事務局案）

到達目標

【事後検証】

3か年で指令事務協議会内に事後検証を行う仕組みを設立する。⇒まずは千葉市から事後検証を開始する。

【教育】

指令管制業務におけるメディカルコントロールのもとでの教育体制を確立する。

事後検証

- 1年目 千葉市MC内に専門部会の設置
事後検証試行運用開始を目指して方法の検討
他MC・消防本部に施行運用開始を周知
- 2年目 千葉市MCでの事後検証試行運用実施
事後検証正式運用開始
千葉市MCの検証結果を提示
⇒件数を把握、他MC・消防本部の実務に支障がないことを示す
- 3年目 千葉市の検証結果を他MC、他消防本部に提示

教育

- 1年目 教育体制の現状を確認し、課題を抽出
- 2年目 試行運用の事後検証から課題を抽出
教育計画の改善案を他MC、他消防本部に提示
- 3年目 教育計画を改正、新たな教育計画の運用開始

今年度の予定

- 9月 現状確認、課題抽出
- 11月 素案提示、課題抽出
- 1月 素案提示、
親会への上程資料の確定

令和3年度の予定

- 4月 千葉市MCで事後検証試行運用開始
- 10月 千葉市MCで事後検証正式運用開始
試行運用の事後検証から課題を抽出
- 1月 千葉市MCの検証結果、教育計画の改善案を他消防本部に提示

令和4年度の予定

- 4月 千葉市の検証結果を他MC、他消防本部に提示
教育計画の改正、新たな教育計画の運用開始

検討事項（事務局案）

事後検証

対象事例

千葉市の救急隊が千葉市内に救急出動した事例（P A連携出動も同様）で、専門部会員の所属する4医療機関（千葉大、県救急、みつわ台、青葉）に搬送したもののうち、以下のいずれかの項目に該当するもの

- 1 通報時に心肺停止として認識できなかった事例
- 2 指令管制員が要検証とした事例
- 3 救急隊員が要検証とした事例

検証員

一次検証員：指令管制員（班長、副班長）
二次検証員：専門部会員医師

検証方法

一次検証→二次検証→フィードバック

↓ ↓
O J T時に、班長、副班長を中心に実施

書式

昨年度使用した「心肺停止事案通報記録票」を基に改訂する。

教育

指導者

- 1 救急に係る教育には、継続した医学的な質の担保が必要不可欠である。現在は、千葉大学医学部附属病院の医師に協力を仰ぎ、教育計画に基づく教育訓練等を実施しているが、本教育に医師が継続的に関わるることについて明確化されていない。
- 2 教育担当者が毎年変更されることから、一貫性のある教育が実施されていない。

本教育における医師の関与

千葉大学医学部附属病院の医師に協力を仰ぎ、講義及び御意見をいただいている項目

- 1 教育訓練の企画・立案
- 2 座学教育のうち、各班1時間の講義
- 3 実技教育時の指導・助言

教育における検討項目

- 1 医師が継続して指令管制員の教育研修に参画することについて
- 2 医師が継続して教育研修に参画するための位置付けについて
- 3 一貫性のある教育内容について

「令和元年度 救急業務のあり方に関する検討会報告書」によると、全国 7 2 6 消防本部のうち「通信指令員に対する口頭指導の事後検証」を実施しているのは **4 6 8 消防本部（6 4. 5 %）**、実施予定は **9 8 消防本部（1 3. 5 %）** であった。
（平成 3 0 年は、実施している：4 4 6 消防本部（6 1. 3 %）、実施予定：6 5 消防本部（8. 9 %））

口頭指導に係る事後検証の実施		
	実施している	実施予定
平成 3 0 年 8 月 1 日現在	4 4 6 消防本部 （6 1. 3 %）	6 5 消防本部 （8. 9 %）
令和元年 8 月 1 日現在	4 6 8 消防本部 （6 4. 5 %）	9 8 消防本部 （1 3. 5 %）

組織		事後検証 実施の有無	実施主体	実施者	対象症例
近隣政令市	横浜市消防局	○	救急部門	MC協議会内の検証委員会 （指令課も参加）	コールトリアージの判断について検証を実施 アンダートリアージとなった事案を全事案から 指令課が抽出
	川崎市消防局	○	救急部門	署職員、救急課員、医師	救急活動の検証体制における 3次検証（医師による検証）の対象症例
	さいたま市消防局	○	指令部門	指令課員	指令課が必要と判断した症例 （主に救命士の指令課検証員が判断）
	相模原市消防局	○	救急部門	内部検証：救急課員、署職員 外部検証：登録制検証医師	口頭指導があった心肺停止症例
近隣大規模 共同 センター	たかさき消防共同指 令センター （6 消防本部）	×	—	—	—
	いばらき消防指令セ ンター （2 0 消防本部）	○	指令センター	内部検証：副センター長（救命士） 外部検証：管内MC医師、副セン ター長	内部検証：①プロトコルを用いた口頭指導あり ②ドクターヘリ・ドクターカー要請 ③構成本部からの申し出あり 外部検証：①内部検証で必要と判断 ②各MCの検証で必要と判断
	千葉北西部消防指令 センター （6 消防本部）	×	—	—	—

資料2

受付日	令和	年	月	日 (金)	覚知種別	119携帯	累計番号	—	指令番号				
災害住所	千葉市若葉区			発生場所区分	屋内	一般住宅		受付時刻	0:00	受付			
種別		出動救急隊	中央第一救急隊	支援隊	消防隊との連携		指令時刻	0:00	指令	0:00			
通報者	家族	BSの有無	有	BSの種別	家族	BSの状況	協力的	切断時刻	0:00	指令			
担当職員	千葉 一郎	救急資格	救急課程	検証対象区分				現着時刻	0:00	切断			
内通 容報	年齢	59 歳						病着時刻	1:00				
	性別	男性						収容医療機関	千葉大学医学部附属病院				
指令 判 断 制 員 の													
意識（反応）の有無		☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認できず（理由：）											
正常な呼吸の有無		☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認できず（理由：）											
☐ 頭指導実施の有無		☐ 実施 ☐ 未実施（理由：）											
実施した口頭指導		☐ 心肺蘇生 ☐ AED ☐ けいれん ☐ 異物除去 ☐ 止血・指趾切断 ☐ 熱傷・電撃傷											
救急隊現場到着時の状況		☐ 心肺停止 ☐ 心拍再開 ☐ その他（）											
現場到着時のCPR実施状況		☐ 実施中 ☐ 実施していたが現着時には中止していた ☐ 実施していなかった											
その他特記事項													
一 次 検 証	担当班	第	班	検証員				検証日	令和	年	月	日	
	必要事項の迅速かつ 的確な聴取	☐ 優れている ☐ 問題なし ☐ 要検討（理由：）											
	指令までの時間	☐ 優れている ☐ 問題なし ☐ 要検討（理由：）											
	通報者のへ対応	☐ 優れている ☐ 問題なし ☐ 要検討（理由：）											
	指導内容	☐ 優れている ☐ 問題なし ☐ 要検討（理由：）											
	指導までの時間	☐ 優れている ☐ 問題なし ☐ 要検討（理由：）											
二 次 検 証	医療機関				医師名				検証日	令和	年	月	日
フ ィ ー ド バ ッ ク	担当班	第	班	検証員				実施日	令和	年	月	日	
	フィードバック内容												